

小学校高学年向け

暮らしの中で
困ったときに役に立つ!

暮らしの安全 ガイドブック

～みんなで学ぼう! 暮らしの安全～



岐阜県

はじめに

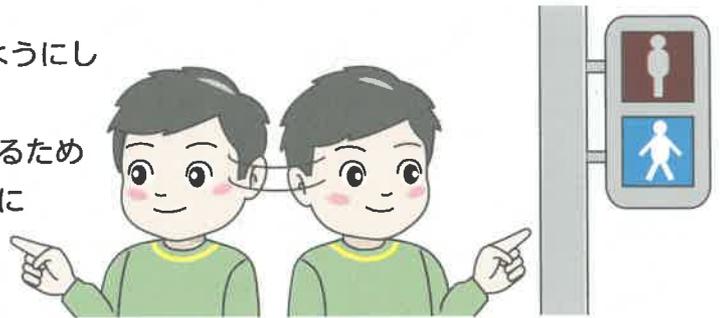
安心して、安全に暮らしたいというのは、全ての人の共通の願いです。しかし、残念なことに、消費者トラブルや犯罪に巻き込まれたり交通事故にあったりして、大切な人の生命やお金が失われるという不幸な出来事が起きています。

消費者トラブルをはじめ、犯罪や事故の多くは、自宅やその周辺、公園、最寄り駅、通学路など、^{わたし}私たちの身近な場所で起きています。それらに巻き込まれないために、まず皆さんが日頃から対策をとることが大切です。

「自分の身は自分で守る」の心がけを忘れないようにしましょう。

この冊子は、皆さんが安全・安心な暮らしを送るために知っておいてほしい「暮らしの安全」をテーマに取り上げています。

皆さんも、消費者トラブル、事件や事故を未然に防ぐ力を身に付けましょう。



もくじ

はじめに／目次 1

I 消費生活

- 1 お金の大切さ 2
- 2 「選ぶ」について 3
- 3 「買う」について 5
- 4 「払う」^{はら}について 7
- 5 オンラインゲームトラブル ... 9
- 6 インターネットトラブル 10
- 7 悪質商法 11

II 防犯

- 8 不審^{ふしん}な声かけ・連れ去り 13
- 9 身近に起こる犯罪 15

III 交通安全

- 10 交通ルールとマナー 17
- 11 自転車の安全利用 19
- 12 シートベルトの着用 21

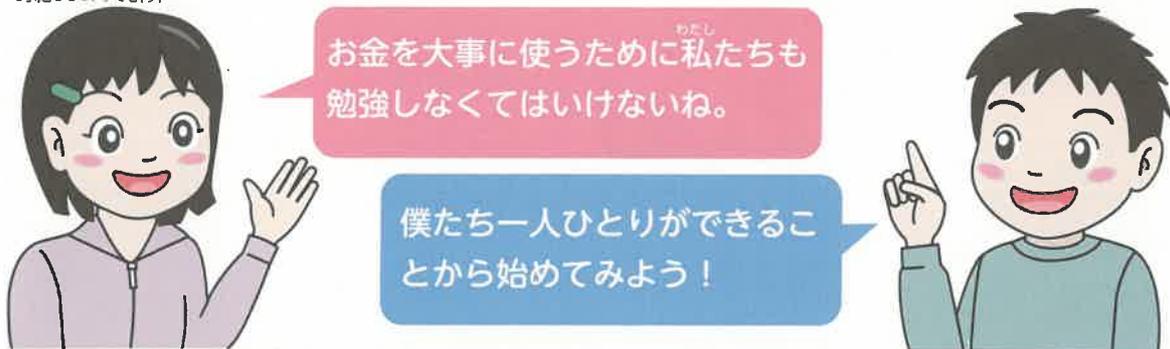
IV 地域^{ちいき}の活動

- 13 地域^{ちいき}の活動への参加 22

お金の大切さ



※1 出典：総務省統計局家計調査[2人以上の世帯消費支出]
※2 時給900円で計算



お家の人が一生懸命働き、お金をかせいでくれているから、私たちは生活できているのです。大切なお金を無駄にしないために、私たちもお金を使う一人の「消費者」として正しい知識を身に付け、かしこい消費者にならなくてはなりません。

CHAPTER 2 「選ぶ」について

私たちの周りには、いろいろなお店があり、選びきれないほどの多くの商品があります。私たちは、たくさんあるお店、商品の中から欲しいものを選び、買物をしています。本当に自分にとって必要なもの、目的に合った商品を選んで買物をしているでしょうか。



本当に必要か考えることは大事よね。

環境にやさしいマークを
知っておくといいよね。





買い物には、必要なものを買うときと、欲しいものを買うときがあります。商品を買うときには、「今の自分に必要か」を考え、欲しいものをガマンすることも大切です。また、商品を選ぶときに、以下のポイントを知っておくと上手な買い物ができます。

商品を選ぶ時のポイント

必要なもの

(学校の授業で使うものなど、ないと困るもの)

- ・筆箱
- ・鉛筆など



欲しいもの

(持っていないなくても困らないが、あったらうれしいもの)

- ・マンガ
- ・ゲームソフトなど



4つのチェックポイント(チェックを入れてみよう!)

- 値段は高すぎず、予算に合っているか。 保証・アフターサービスがあるか。
 品質・機能はよいか。安全な商品か。 地球にやさしい商品か。



みんなにもできる! 「エシカル消費」

私たちは、ものを買ったり、食べたり、使ったり、毎日何かを消費して生活をしています。その生活の中で、社会や環境のことを考えた行動をすることで、自分たちの未来もよくすることができます。これが「エシカル消費」です。



みなさんも、今日からできることを取り入れていきましょう。

買い物をするときは…

- ・マイバッグを使う
- ・必要なものを必要な分量、必要な時に買う
- ・リサイクル素材を使ったものを選ぶ
- ・地元の商品を買う

買い物以外では…

- ・食べ残しを減らす
- ・マイボトルを持ち歩く
- ・ごみを出さないように工夫する
- ・省エネや節電を心がける

私ができるエシカル行動

(書いてみよう!)

! 行動ポイント

商品を買う前に、選ぶための情報を集め、考える習慣を身に付けよう。

もし、買った商品がこわれていたり、箱の表示と中身が違っていたなど、こまったことが起きたら、大人に相談しましょう。また、商品についての取扱説明書はよく読んで、正しい使い方をし、商品によっては定期的に点検するなどして、常に安全に使えるようにしましょう。

I 消費生活

CHAPTER 3 「買う」について

私たちは、お金を払って「もの」や「サービス」を買って生活している「消費者」です。その「買い物をする」という行動は「契約をする」ことで成り立っています。ふだんの生活の中で行われている「契約」について考えてみましょう。



口約束しただけじゃないの？

「契約違反」なんて大げさじゃないの？





「契約」とは、お店で商品を買うときなどに、買う側はお店にお金を払い、売る側は商品を渡すことを、お互い納得して結ぶ約束の約束のことです。しかし、契約は単なる約束とは違い、それらを守らなければならないことが法律によって決められています。

お店で商品を買うのに、毎回契約書を書くことはしません。口約束でも契約は成立するので、よく考えず契約すると、あとで困ることになります。

こんなことも
契約です。



本を買う



レンタルDVDを借りる



電車やバスに乗る

買う側（消費者）は売る側（事業者）と契約を結ぶか、どの事業者と契約するかを選ぶことができます。しかし、いったん契約をしてしまうと、相手側の承諾が無ければ一方的にやめたり変更したりすることはできません。また、未成年者の契約は保護者などの同意が必要です。

！ 行動ポイント

「買う」ことは「契約」。
自分の都合で勝手にやめられないのでよく考えて行動しよう。

一般的におこづかいの範囲を超えるような金額で、親（法定代理人である親権者）の同意なく契約した場合は取り消すことができます。ただし、「自分は未成年者ではない」とうそをついて契約した場合は、取り消すことができません。

※2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。高校3年生は大人の仲間入りです。

? 「契約」知識クイズ

Q1 次の文章を読み、「契約」だと思うものをA～Cの中から選びましょう。

はやとさんは土曜日に

- A バスにのって市役所まで行きました。
- B 近くのコンビニで雑誌を買いました。
- C みかさんと一緒に図書館へ行き、宿題を仕上げました。

Q2 次の文中のA・Bのうち、正しい方を選びましょう。

文具店で「このボールペンをください」と言い、店員が「はい、300円になります」との返事をすればその時点で「売買契約」が成立 [A.する・B.しない]。

→ 難しいと思ったら、このページを読み返してみよう

CHAPTER 4 はら 「払う」について

技術の進歩によってインターネットショッピングなど、現金以外の買い物の方法が広がってきました。どんな売り方があって、どんなお金の払い方が便利で安心なのか正しく理解することが大切です。



※サービスによっては、後から支払える場合もあります。



いろいろな払い方があるんだね。

支払い方法について知っていないと困るね。





お金を払う方法には大きく分けて3つあります。

- 前払い……商品やサービスを受け取る前に代金を支払っておく。
プリペイドカード、図書カード、定期券など
- 即時払い……商品やサービスと引き換えにその場で支払う。
現金、デビットカードなど
- 後払い……商品やサービスを先に受け取り、期日が来たら代金を支払う。
クレジットカードなど

「前払い」と「即時払い」は予算を考えて支払いをするので、決まった金額以上の買い物をしなくて済みます。「後払い」は商品を受け取る時に手持ちのお金がなくても買い物ができます。期日までにお金を準備できればよいのですが、利子や手数料が必要になったり、買いすぎてしまうと支払い日に困ることになります。便利な反面、使いすぎに注意しなくてはなりません。

また、カードは代金を支払う時に手間がかからず便利ですが、落としたり、なくしたりすると他人に使われてしまうことがあります。

！ 行動ポイント

使えるお金の限度を決めておこう。

支払いは、買う側の義務ですから、自分が確実に支払うことのできる金額を考えて買い物をしましょう。

子どもでも、大人でも、自分で使えるお金には限りがあります。使える金額を決めて買い物をする習慣を身に付けることが大切です。

豆知識

「キャッシュレス社会」って？

私たちが、ものやサービスを買うときに、お金を使わずに、スマートフォンのアプリを使ったQRコードやバーコード、クレジットカード、ICカードで支払う（決済する）ことが広まった社会のことを「キャッシュレス社会」と言います。お金を持っていないなくても物を買うことができるのでとても便利ですが、お金を払っている感覚が弱まります。見えなくてもお金であることを意識し、計画的に使いましょう。



オンラインゲームトラブル

スマートフォンやタブレット通信機器などから手軽に利用できるオンラインゲーム。無料で遊べるゲームでも、ゲームを有利に進める有料のアイテムが欲しくなり、高額な支払請求になったトラブルは多くあります。

またオンラインゲーム内で知り合う匿名の利用者から不正なアイテムの取引話をもち掛けられトラブルに巻き込まれないように注意が必要です。



無料だから始めたのに、結局たくさんのお金を使ってしまったね。

いくらまで使っていいのか、家族と相談して決めておこう。



インターネットトラブル

ニュースや天気予報はもちろん、ショッピング、動画、ゲーム、掲示板、さらに友だちづくりなど、いろいろなサイトにつながるインターネット。気軽に利用できると同時に危険なサイトがあることを知り、トラブルにあわないようにしましょう。



気をつけよう！いろいろなトラブル

- 画面上の「はい (YES、ENTER)」などのボタンをむやみに押さない

「登録完了」のメッセージ画面が出て、高い料金を請求されることがあります。

- ネット上で知り合った人に注意する

知らない人からのメールに返信をすると、自分のメールアドレスが悪人に知られるかもしれません。また、性別や年齢など、うそをついている人もいますので、絶対に会ってはいけません。

- 違法にアップロードされた音楽や動画のダウンロードはしない

法律で禁止されています。軽い気持ちでダウンロードしてはいけません。

- 写真の公開には注意する

写真をネット上に公開したことで住所などの個人情報知られてしまうことがあります。自分だけでなく友達や家族の写真を勝手にのせるのもやめましょう。

! 行動ポイント

よく考えてからクリック。

インターネットの使い方についてお家でルールを決める。

フィルタリングサービスを利用する。

むやみに自分や友達・家族の個人情報を書き込まない。

トラブルにあったらすぐにお家の人や先生に相談しよう！

ネットで困ったときの相談窓口

- 県民生活相談センター(課金など契約に関するトラブル) TEL 058-277-1003
- 岐阜県教育委員会学校安全課教育相談係(いじめなどのトラブル) TEL 058-271-3328
- 岐阜県警察 少年サポートセンター(ご家族も相談できます)
TEL 0120-783-800(本部)
0120-783-802(最寄りの地区少年サポートセンターにつながります)

CHAPTER 7 悪質商法

世の中には、無理やり商品売りつけたり、だましたり、おどしたりして商品を買わせ、お金を取るうとする人たちがいます。皆さんも正しい知識を身に付け、被害にあわないようにしましょう。



私も声をかけられたら名前を書いてしまいそう。

世の中には悪い人もいるんだね。





絶対にもうかる保証もないのに、「絶対お得ですよ」と良いことばかりを言って、強引に契約させたり、「このままでは不幸になりますよ」と人を不安にさせ、高額な商品売りつけたりする。何度も何度もしつこく勧誘し、無理やり契約させたり商品を購入させたりする。このような悪質商法は、あの手この手で私たち消費者をねらっています。自分だけでなくお家の人と一緒に悪質商法について考えてみましょう。

いろいろな悪質商法

● 悪質な訪問販売

家庭や職場を訪問し、断っても帰らず、おどしたり、不安にさせることを言ったりして強引に商品を買わせる。

● キャッチセールス

街中で人を呼び止めて、その場でしつこく勧誘したり、喫茶店や会社に連れ込んで強引に商品などを買わせたりする。



● アポイントメントセールス

「抽選に当たりました」などと電話などでうそをついて、喫茶店や会社に呼び出して、最終的に商品などを買わせる。



● マルチ商法

「会員を増やすほどもうかる」と誘って、販売用の商品をたくさん買わせ、友達などに売ったり組織の会員にさせ、次々に会員を増やす。商品は借金して無理に買わせることもある。「必ずもうかる」などうそをついて友達に商品を売ると、自分が加害者になることもある。

! 行動ポイント

簡単に得をする話は、疑う気持ちを忘れない。

きっぱりと断る勇気をもつ。

被害にあってしまったら一人で悩まず、早めに(☎188)に相談しよう。

II 防犯

CHAPTER 8 不審な声かけ・連れ去り

犯罪から身を守るために、危険と思う場所はさげ、一人で行動しないようにしましょう。犯罪に巻き込まれそうになったら、その場からすぐに逃げたり、大声で助けを求めたりしましょう。



防犯ブザーを持ってて、よかったね。大きな声で助けを求めたのも大事だね。

できるだけ一人にならないようにしたいけど、一人になったらより注意深く行動しないとね。





できるだけ、「一人にならない」ことが大切ですが、登下校、塾や習い事の行き帰りなど、どうしても一人で行動しなくてはならない場合もあります。もし一人になったら、より注意深く行動するよう心がけましょう。「変だな」と思うようなことを言う人に出会ったら、「できません」「いやです」ときっぱり断りましょう。「こわい」と思ったら、すぐ逃げるか、大声で助けを求めて、防犯ブザーを使いましょう。

一人で歩く経路については、危険を感じたときに逃げ込める家（子ども110番の家など）やお店を日頃から家族と話し合っておきましょう。

Q あなたが登下校などで一人になりがちな危険だと思ふ場所をお家の人と話し合ってみましょう。

身を守るための約束（セーフティファイブ）

①一人にならない

まわりから見えにくい場所、人の少ないところには一人で行かないようにしましょう。

特に、トイレや自転車置き場などは要注意です。

②ついて行かない

人に声をかけられても、絶対について行ってはいけません。

特に、「お菓子をあげる」「家まで送ってあげる」「お母さんに頼まれた」などの誘い言葉は危険です。

③大声を出す

「車に乗るよう誘われた」など、連れ去られそうになったり、こわいと思ったりしたら大声で周りの大人に助けを求めましょう。

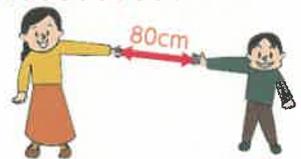
声が出ないときは防犯ブザーを活用しましょう。また、いざという時のために日頃から防犯ブザーの点検を行いましょ。



④近づかない

人に声をかけられたら、「命を守る距離」（相手がうでを伸ばしても手が届かない距離）をとりましょう。

危ないと思ったら、離れて、すぐに逃げましょう。



⑤話をする

一人で出かける場合は、家族に「誰とどこへ行くか」「何時に帰るか」を必ず伝えましょう。

日頃からお家の人とコミュニケーションをとって、小さなことでも何かあった場合は話をしましょう。

！ 行動ポイント

一人にならない。

すぐ逃げる。大声で助けを求める。防犯ブザーを使う。

犯罪被害を防ぐために、警察官や地域の人々が、危険な場所を点検し、安全な環境づくりを行っています。「子ども110番の家」や交番以外にも、コンビニなどのお店も安全な場所として知っておき、いざという時に逃げ込んで、自分の身を守りましょう。



「子ども110番の家」
表示プレート

交通安全

CHAPTER 10 交通ルールとマナー

多くの交通事故は、登下校、塾や習い事の行き帰りなどの「通りなれた道路」で起こっています。特に自宅周辺の身近な道路こそ、気をゆるめずに、安全をしっかり確かめましょう。皆さんも正しい交通ルールとマナーを身に付け、事故にあわないようにしましょう。



自分がルールを守っても、相手が守らないこともあるんだね。

ルールを守ったうえで、さらにしっかり安全を確かめないといけないね。





自宅近くの通りなれた道路では、車の交通状況^{じょうききょう}をよく知っているだけに、「わが家の庭^{にわ}」にいるような気持ちで自由気ままに通行し、安全確認^{あんぜんかくにん}をおろそかにしがちです。そのため、交通事故^{さけんざい}にあう危険性が高くなります。また、自分が交通ルールを守っていても、相手が守らない場合もあります。道路を渡るときは、必ず一度立ち止まり、道路の左右をよく見て、安全をしっかりと確かめる習慣を身に付けましょう。

自分だけでなく、お家の人と一緒に交通ルールやマナーについて考えてみましょう。

基本的な交通ルールとマナー

● 通学路を通る。道路は右側を歩く

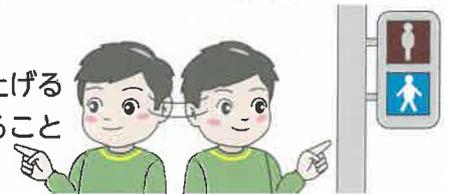
決まった道を通り、登校しましょう。

● 横断歩道を渡る

横断歩道を渡るときでも、必ず一度立ち止まり、左右をよく見て、車がこないか確かめて渡りましょう。

● 「青」でも左右を確認する

信号が「青」でも、左右をよく見て、車が止まったか確かめて、手を上げるなどしてから渡りましょう。運転手が自分に気づいているかを確認することが大切です。



● 車のすぐ前やすぐ後ろから、道路を渡らない

止まっている車の前や後ろからは道路の左右が見えにくく、自分に近付いてくる車も見つけにくいです。また、通行している車の運転手からも見えにくいです。

● 道路や止まっている車の近くで絶対遊ばない

車はいつ通るか、いつ動くかわかりません。安全な場所で遊びましょう。

● 夜間は反射材を付ける

夜に出歩く時は、車の運転手から見えやすいように、明るい色の服を着たり、反射材^{はんしゃざい}を身に付けたりしましょう。



！ 行動ポイント

自宅近くの通りなれた道路に注意。

交差点では必ず一旦止まって、左右の安全を確認しましょう。

交通安全

CHAPTER 11

自転車の安全利用

私たちにとって、自転車は手軽で便利な乗り物です。しかし、どんなに便利な乗り物であっても、正しく使わなければ、大きな事故につながる可能性があります。

自転車は、車の仲間として交通ルールが決められています。歩く人や車にも気を配りながら、決まりを守って正しく乗りましょう。また、安全に乗ることができるよう、日頃から自転車の点検・整備をしておきましょう。



小学生の自転車事故で9,521万円の支払い命令 神戸地方裁判所 (平成25年7月4日の判決)

小学校高学年の男子が夜間、自転車で帰宅途中に、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の62歳の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態になりました。



自転車が加害者となってたくさんのお金を請求されるケースがあるんですって。

もしもの時に備えて、保険に加入しておくことも大切だね。





自転車事故の多くは、車との事故で、交差点で起きています。信号のない交差点で車とぶつかったり、信号のある交差点で車が左右に曲がる際に巻きこまれたりする事故が多くなっています。信号を守る、一時停止するなど、交通ルールを守って、十分に安全を確かめて乗りましょう。

また、自転車側が加害者となる事故も発生しています。加害者になると、高額な損害賠償金が請求されるケースがあります。万が一の事故に備えて、損害賠償に備えた保険に加入しましょう。

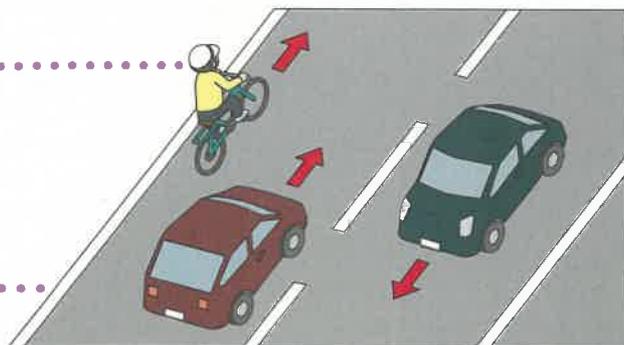
守ろう! 自転車安全利用五則

1 自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は軽車両であり、車道を通ることが決まりですが、子ども（13歳未満）が自転車に乗るときは、歩道を通ることができます。

2 車道は左側を通行

車道を通るときは、左端に寄って通ります。

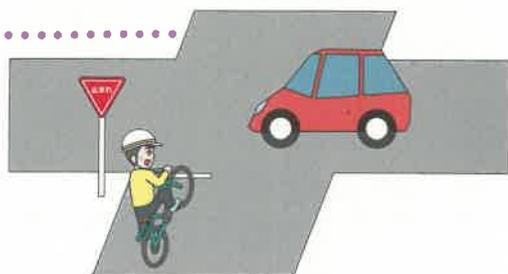


3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は歩いている人が優先です。歩道を通るときは車道側に寄ってゆっくり通行し、歩いている人の妨害になりそうなきときは止まりましょう。

4 安全ルールを守る

- ◎二人乗りはいけません。
 - ◎自転車どうして、横に並んで走ってはいけません。
 - ◎夜はライトをつけましょう。
 - ◎信号は必ず守りましょう。
 - ◎「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてあるときは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。
 - ◎左右が見えにくい交差点を通るときも、速度を落としてしっかり左右の安全を確認しましょう。
- ※スマホ・携帯電話やイヤホン等を使用しながらの運転や、傘さし運転は禁止されています。



5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。



! 行動ポイント

自転車は車の仲間であることを自覚しよう。
自転車利用時の交通ルールとマナーを守ろう!

CHAPTER 12 シートベルトの着用

「面倒だから」「自分は事故にあわないから」「事故にあってもきっと大丈夫だから」などと、シートベルトの着用をおろそかにしていませんか。運転席や助手席では、ほとんどの人がシートベルトを着用していますが、後部座席では、2人に1人程度しか着用していません。

車が事故にあったとき、体にかかる力はどの席も同じです。シートベルトをしていないことは、命にかかります。車に乗ったら、必ずシートベルトを着用する習慣を付けましょう。

シートベルトをしないとこんな危険が

● 車内各部への激突

ドア、窓ガラス、天井、座席など、車内のあちこちに体をぶつけることとなります。

● 前の席に座っている人への加害

後部座席の人が前方に投げ出され、前席の背もたれや乗員に激突して、大きな被害を与えます。



● 車外への放出

開いたドアから、あるいは窓ガラスを突き破って、車外に放り出され、道路に頭を打ちつけたり、他の車にひかれたりすることもあります。



！ 行動ポイント

すべての座席でシートベルトを正しく着用しよう！

シートベルトは正しく使わなければ効果がありません。座席に深く座り、ベルトがねじれたり、たるんだりしないように注意して、肩ベルトは首にかからないように肩にかけ、腰ベルトは腰の骨に巻くようにして固定します。

シートベルトが体に合わないなど、正しく着用できない場合は、ジュニアシートを利用するなど、適切な着用を心がけましょう。



肩ベルトは首にかからないようにする。

腰ベルトは腰の骨に巻くようにする。

IV 地域の活動

CHAPTER 13 地域の活動への参加

皆さんが暮らす地域では、地域の人たちが自治会（町内会）や子ども会などをつくって、清掃活動をしたり、子どもたちの登下校の見守り活動をしたり、楽しい行事をしたりと、地域のためにいろいろな活動を行っています。

そうした活動が活発に行われると、地域の人たちのつながりが強くなり、暮らしやすい安全・安心な地域になります。

皆さんも地域の一員です。地域の人たちと一緒にいろんな活動へ参加しましょう。



● どんなことができるかな？

- ・清掃活動などに積極的に参加して、地域の人たちと仲良くなりましょう。
→ 困ったときに地域の人が助けてくれるようになります。また、人のつながりがある地域には、悪いことをしようとする人が近付きにくくなります。
- ・地域の良いところや自分ができそうなことを探してみよう。
→ 新たな発見があるかもしれません。地域のことを知れば、地域のために何かやりたいと思うようになるはずです。

Q あなたが暮らす地域のよいところを3つ書いてみよう

1
.....
2
.....
3

Q あなたが暮らす地域で自分ができそうなこと、やってみたいことを3つ書いてみよう

1
.....
2
.....
3

～安全・安心なまちづくりのために～

ゴミが散らかっていたり、落書きがあったりするまちは、犯罪が起こりやすいと言われています。地域の人たちで、きれいなまちづくりをしましょう。

日頃から、あいさつをするなどコミュニケーションをとり、活動に参加して、地域の人たちとのつながりを深めておくことが大切です。



ひとりで悩まず、困ったときは、迷わず相談しよう!

消費者ホットライン ☎(局番なし)「188」番へ
～いやや(188)泣き寝入り!と覚えてください～

専門の相談員が様々な消費者トラブルなどの相談に乗ります。

相談無料・秘密は守ります。

※アナウンスに従ってお住まいの郵便番号を押すと、お近くの相談窓口につながります。

日曜・祝日の10時～16時は、国民生活センターの相談窓口につながります(年末年始を除く)。

■岐阜県県民生活相談センター 〒500-8384

●消費生活相談

TEL 058-277-1003 FAX 058-277-1005

月～金 8:30～17:00

土 9:00～17:00 [電話相談のみ] (日・祝日・年末年始除く)

●県民相談・交通事故相談

TEL 058-277-1001

月～金 8:30～17:00 (土日・祝日・年末年始除く)

ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13246.html>

ホームページからもメールで相談できます。



■岐阜県教育委員会 学校安全課 教育相談係

●いじめなどのトラブル

TEL 058-271-3328 (平日8:30～17:15)

■岐阜県警察本部

●事件・事故は「110番」へ

●警察安全相談室 (事件・事故以外の相談)

TEL 058-272-9110、#9110 365日24時間受付

●少年サポートセンター (少年相談専用電話)

TEL 0120-783-800 365日24時間受付

■岐阜県青少年SOSセンター

TEL 0120-247-505

(365日24時間フリーダイヤル)

ひきこもり、いじめ、不登校、進路、友人関係、
親子関係、不安、就労など、青少年や保護者の
方の様々な悩み等の相談を受け付けています。

令和3年10月作成

発行:岐阜県環境生活部県民生活課

監修:岐阜県教育委員会学校支援課・学校安全課

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1-1

TEL 058-272-8204

FAX 058-278-2889

年

組

番

名前